

「ちょうふアートプラス」会員規約

第1条 主旨

この規約は、ちょうふアートプラス会員の事業運営について必要な事項を定めるものです。

第2条 会員資格

本規約を承認したうえで、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「法人」という。）に入会の申込みをし、法人がその入会を認めた方とします。

第3条 会費

- 1 調布市内に在住の方は、無料とします。
- 2 調布市外に在住の方は、年額 1,000 円とします。ただし、調布市内に在勤、在学の方でも調布市外に在住の場合は、調布市外に在住の方とします。
- 3 法人が定めた方法により支払われた年会費は、一切返金しません。

第4条 入会手続き

- 1 調布市内に在住の方は、本規約に同意のうえ、「ちょうふアートプラス」入会申込書（以下「申込書」という。）を調布市グリーンホールまたは調布市文化会館たづくり、調布市せんがわ劇場の法人が指定する窓口（以下「窓口」という。）に提出し、手続きするものとします。また、申込者が本人であること、住所が調布市内であることを証するために、本人確認書類を提示するものとします。
- 2 前項で定める本人確認書類とは、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなどとなります。ただし、有効期限のある書類については、申込確認時点で有効期限内のものを提出するものとし、住民票の写しについては、発行日から3か月以内のものを提出するものとします。
- 3 調布市外に在住の方は、申込書を窓口で提出し、会費の支払いを行い手続きをするものとします。または、インターネットサービスにより、各項目を入力し同時に会費を支払い手続きをするものとします。

第5条 会員期間

- 1 調布市内に在住の方で会員になった方（以下「会員」または「市内会員」という。）は、入会した日から2年後の属する月の末日までとします。
- 2 調布市外に在住の方で会員になった方（以下「会員」または「市外会員」という。）は、入会した日から1年後の属する月の末日までとします。
- 3 会員期間中は、会員に会員証を発行します。会員期間満了後は、会員はすみやかに会員証を法人に返却するものとします。

第6条 会員サービス

会員は入会手続き時に発行される会員証を提示することで、法人が行う次の各種サービスを利用することができます。

- 1 非会員に先駆けて、法人が指定するイベントのチケット購入や参加申込をすることができます。ただし、イベントによっては申込数の制限を設ける場合があります。
- 2 法人が指定するイベントのチケット購入や参加申込みの料金が特別価格になります。ただし、イベントによっては申込数の制限を設ける場合があります。
なお、各種割引の適用はありません。
- 3 会員がメールアドレスを登録することで、法人が発信するイベントに関する情報をメールマガジンで受け取ることができます。また、法人に協力する事業者からのサービスを受けることができます。
- 4 その他、会費に法人が定める料金を支払うことで、法人の指定するイベントチラシなどを入会時に登録した住所で、隔月（偶数月）で受け取ることができます（以下「オプションサービス」という。）。)

第7条 会費及びオプションサービスの支払方法

会費及びオプションサービスの支払いは、全額一括払いとし、支払い方法は窓口にて現金支払い、クレジットカード支払い、もしくはインターネットサービスでのクレジットカード支払いで行うものとします。

第8条 イベントのチケット購入や参加申込

会員は法人が指定するイベントについて、優先して特別価格で購入することができます。

- 1 窓口での購入、申込みは、会員証を提示することにより適用されます。電話での購入は、会員番号、氏名、登録の電話番号を申し出ることにより適用されます。またインターネットサービスでの購入、申込みは、会員番号とパスワードを入力することにより適用されるものとします。
- 2 チケット購入や参加申込のキャンセル、変更又は返金はできません。ただし、法人が指定するイベント、災害等のやむを得ない事由によりイベントを中止する場合には、この限りではありません。
- 3 イベントによっては、会員優先期間中の場合でもチケット購入や参加申込の数を制限する場合があります。

第9条 イベントのチケット購入や参加申込費用の支払い

- 1 チケット購入や参加申込費用の支払い方法は全額一括払いとし、支払い方法は現金支払い、郵便振替、銀行振込、クレジットカード支払い、所定のコンビニエンスストア支払いから選択できるものとします。
- 2 前項のクレジットカードによる支払いは、購入時に即時決済するものとします。
- 3 第1項の郵便振替、銀行振込、コンビニエンスストアでの支払いにかかる所定の手数料等は、会員が負担するものとします。

第10条 イベントのチケット等の受取方法

- 1 イベントのチケット等の受取方法は窓口とします。ただし、法人が指定するイベントは郵送（簡易書留）及び所定のコンビニエンスストアから選択することができるものとします。
- 2 前項の郵送（簡易書留）及びコンビニエンスストアの受取りにかかる手数料等は、会員が負担するものとします。

第11条 禁止事項

- 1 会員証及びその権利は、家族を含む第三者に譲渡、貸与することを禁じます。
- 2 会員として得たイベントのチケットや参加の権利を、インターネットオークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、法人が営利目的と判断する態様によって第三者に転売することを禁じます。

第12条 届出事項の変更等

- 1 会員は氏名、住所、指定口座、電子メールアドレス等、入会時に登録した内容に変更が生じた場合はすみやかに法人に届け出ることとします。また、変更は、インターネットサービスからもできるものとします。

- 2 調布市外に転出した場合はすみやかに法人へ申し出ることとします。また、会員サービスの継続を希望する場合は、第3条、第4条の手続きを行うものとします。調布市外会員期間中に調布市内に転入した場合、その残りの期間に相当する会費は返金しないものとします。
- 3 前項の届出がないために生じた不利益について、法人はその責を負わないものとします。

第13条 会員証の紛失又は盗難

- 1 会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、すみやかに法人に届け出るものとします。
- 2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、他の会員又は法人に損害を与えた場合、当該会員はその損害の責めを負うものとします。

第14条 会員証の再発行

- 1 紛失、盗難、滅失、汚損等により、会員証が使用不能となった場合は、所定の手続きの上、法人が必要と認めた場合に再発行します。
- 2 会員証を再発行する場合、当財団が定めた費用を支払うものとします。

第15条 会員の更新

会員は、会員期間満了の3か月前から窓口で更新の手続きを行うことができるものとします。

なお、会員期間満了や更新の案内は法人から行いません。

市内会員は、会員カードと本人確認書類を持参し更新手続きを行うものとします。市外会員は、会員カードと会費の入金を持って更新手続きを行うものとします。

第16条 退会

- 1 会員の都合により退会するときは、法人に申し出て手続きするとともに、債務を完済し、会員証を法人に返却するか、会員が破棄するものとします。ただし、会員の都合による会員期間中の退会にあつては、その残りの期間に相当する会費は返金しないものとします。
- 2 退会は、インターネットサービスからも手続きできるものとします。

第17条 会員資格の取消し

- 1 会員が次のいずれかに該当した場合には、「ちょうふアートプラス」の会員の資格を取り消すことがあります。
 - (1) 入会時に虚偽の申告があったとき
 - (2) イベントのチケット購入や参加申込費用の支払いを怠ったとき
 - (3) 会費の支払いがないとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) 本規約に違反したとき
 - (6) 会員として不適格と判断したとき
 - (7) その他、法人の運営上支障があるとき
- 2 前項の各号のいずれかに該当し、会員資格を取り消された場合でも、法人に対する責務は免除とはならないものとします。

第18条 個人情報の取り扱い

- 1 会員の個人情報については、法人の管理業務に関する個人情報保護規程（平成27年財団規程第7号）の規定に従って取り扱うものとします。
- 2 会員の個人情報の取扱いに関しては、次の各号の目的のみに利用するものとし、他の目的には一切利用しません。

なお、次に定める目的の達成のため、必要な範囲で提携する第三者に提供する場合もあります。

 - (1) 当財団催物情報、協力店での割引及び特典情報の会員への発送業務
 - (2) 購入したチケットや参加申込に関する信書などの発送
 - (3) イベント中止、紛失などに対応するための連絡、問合せ
 - (4) 会費の支払い、イベントのチケット購入や参加申込費用の決済手続き
 - (5) インターネットサービス利用時の確認電子メールの送付
 - (6) その他、法人が必要と認めるもの
- 3 法人は、前項のほか法令の要請のあった場合を除き、保有する個人情報を本人の承諾なしに第三者へ提供しないものとします。
- 4 法人は、個人情報を厳正に管理するとともに、データの漏えい、滅失、き損を防止するための対策を講じます。
- 5 会員から自己データの開示、訂正又は利用停止等の申し出があったときはすみやかに対応します。

第19条 規約の変更

本規約は、会員に断りなく変更することがあります。

第20条 事務取扱い

この運営に関する事務の取扱いは、法人が行います。

この規約は、令和元年5月1日から施行します。